

---

## Unit1 権利能力等, 制限行為能力者(未成年)

- 1 未成年者が婚姻をしたときは, その未成年者は, 婚姻後にした法律行為を未成年であることを理由として取り消すことはできない。(H27-04-エ)
  
- 2 未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合において, その贈与契約が負担付のものでないときは, その未成年者は, その贈与契約を取り消すことはできない。(H27-04-オ)
  
- 3 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為を自ら取り消した場合には, その未成年者は, その取消しの意思表示をすることについて法定代理人の同意を得ていないことを理由に, その取消しの意思表示を取り消すことはできない。(H27-04-ア)

- 
- 1 ○ 民法 753 条。未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなされる（民法 753 条）。その趣旨は、婚姻後も未成年を理由として婚姻当事者以外の者の親権又は後見に服するのでは、円満な夫婦生活の一体としての活動は阻害され、法的関係の混乱を生ずることから、婚姻生活に対する外部からの干渉を排除することによって、婚姻の独立を志向する点にある。よって、婚姻後においては未成年者に関する規定である民法 5 条 1 項は適用されず、婚姻後にした法律行為を未成年者であることを理由として取り消すことはできない。
  
  - 2 ○ 民法 5 条 1 項ただし書。未成年者が法律行為をするには、その法的代理人の同意を得ることを要するが、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為についてはこの限りでなく、同意を得ることを要しない（民法 5 条 1 項ただし書）。本肢では未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合であるが、その贈与契約は負担付のものではなく、「単に権利を得」る法律行為として、民法 5 条 1 項ただし書に該当するため、法定代理人の同意を得る必要はない。民法 5 条 1 項ただし書の趣旨は、未成年者にとって不利益な法律行為ではなく、能力の補充を要することではない点にある。よって、未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合において、その贈与契約が負担付のものでないときは、民法 5 条 1 項の規定に反する法律行為とはいえず、その未成年者は、その贈与契約を取り消すことはできない。
  
  - 3 ○ 民法 5 条 2 項、120 条 1 項。未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は取り消すことができる（民法 5 条 2 項）。取消権者には、「制限行為能力者」自身も含まれているため、未成年者自ら、法定代理人の同意を得ないでした法律行為を取り消すことができる（民法 120 条 1 項）。そして、取消し意思表示も法律行為ではあるが、これを行為能力の制限を理由に取り消すことは認められない。なぜなら、「取り消しうる取消し」を認めることは、いたずらに法律関係を複雑にして、相手方を不利益な地位に陥れるだけであるし、契約の取消しは元の状態に戻るだけでそれ以上に未成年者に不利益が及ぶわけではなく、未成年者が単独で取消しができないと十分な保護にならないからである。よって、未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為を自ら取り消した場合には、取消しをした未成年者は、その取消しについて法定代理人の同意を得ていないことを理由に、その取消しを取り消すことはできない。
-

- 
- 4 未成年者Aが、A所有のパソコン甲をAの唯一の親権者Bの同意なく成年者Cに売る契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。Aが甲の引渡し後に自ら本件売買契約を取り消した場合には、その取消しがBに無断であったときでも、Bは、当該取消しを取り消すことができない。(H23-04-イ)
- 5 甲、乙夫婦間の18歳の子丙は、丁から50万円を借り受けた(以下「本件消費貸借契約」という)後、これを大学の入学金の支払にあてた。丙は、甲及び乙の同意を得なければ、本件消費貸借契約を取り消すことができない。(H02-14-ア)
- 6 未成年者と契約をした相手方が、その契約締結の当時、その未成年者を成年者であると信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかった場合には、その未成年者は、その契約を取り消すことはできない。(H27-04-ウ)
- 7 被保佐人が売主としてした不動産の売買契約を取り消したが、その取消し前に目的不動産が買主から善意の第三者に転売されていれば、被保佐人は、取消しを当該第三者に対抗することができない。(H19-06-ウ)
- 8 Aがその所有する甲土地をBに売却し、さらにBが当該土地をCとDに二重に売却した。Bが甲土地をCとDに二重に売却した後、Aが未成年を理由に売買の意思表示を取り消した場合には、Cは、その後に所有権移転登記を経由すれば、A及びDに対し、自己の所有権を対抗することができる。(H10-14-オ)
- 9 未成年者Aは、その所有土地をBに賃貸し、Bはその土地の上に登記した建物を所有していたところ、Aは、法定代理人の同意を得ないでその土地をCに売却して所有権の移転登記をした。Cは、さらにその土地をDに売却した。Cが土地をDに転売して所有権移転登記をした後に、AがAC間の土地の売買契約を未成年者であることを理由として取り消した場合であっても、Dは、Aに土地の所有権を対抗することができる。(H08-09-ウ)
-

- 
- 4 ○ 民法 120 条 1 項。行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）も取り消すことができる（民法 120 条 1 項）。すなわち、制限行為能力者は、行為能力が制限されている間であっても単独で有効に取り消すことができ、法定代理人又は保佐人の同意がない場合でも、取消しの効果は完全に生じ、取り消すことができる取消しとなるわけではない。
- 5 × 未成年者がその法定代理人の同意を得ずにした法律行為は取り消すことができる（民法 5 条 2 項）。そして、行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、当該行為をした制限行為能力者自身も取り消すことができる（民法 120 条 1 項）。よって、丙は未成年者（民法 4 条参照）であるが、丙自身がした行為を法定代理人である甲・乙の同意がなくても、行為能力の制限を理由に取り消すことができる。
- 6 × 未成年者がした法律行為については、第三者保護規定は存在しない。よって、未成年者と契約をした相手方が、その契約締結当時、その未成年者を成年者であると信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかった場合においても、未成年者がその契約を取り消すことは可能である。従って、本肢は、取り消すことができないとしている点で、誤っている。なお、未成年者の法律行為が民法 5 条 2 項に該当するにもかかわらず取消権が制限されるのは、未成年者が成年者であることを相手方に信じさせるために詐術を用いた場合である（民法 21 条）。
- 7 × 制限行為能力者の場合、民法 93 条 2 項、94 条 2 項、95 条 4 項、96 条 3 項に相当する、取引の相手方から権利を取得した善意の第三者を保護する旨の規定はない（被保佐人につき民法 13 条 4 項参照）。従って、被保佐人は、取消しを当該第三者に対抗することができないとする点で、本肢は誤っている。
- 8 × 行為能力の制限による取消し（民法 120 条 1 項）は、第三者の善意・悪意を問わず、対抗することができる。よって、A は C の登記の経由の有無に関係なく取消しを対抗することができる。
- 9 × 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされるため（民法 121 条本文）、物権変動の効力が遡及的に消滅した場合、取消し前に利害関係人となった第三者に対して、登記なく、当然に物権変動の効力の消滅を対抗することができる（最判昭 10.11.14）。A が A・C 間の土地の売買契約を未成年者であることを理由として取り消した場合、第三者 D は、登記名義を取得していても A に対抗することができない。
-

- 
- 10 未成年者Aは、単独の法定代理人である母親Bの所有する宝石を、Bに無断でCに売却し、引き渡した上、代金50万円のうち30万円を受け取り、そのうち10万円を遊興費として消費してしまった。他方、Cは、Aに対し、残代金を支払わない。Aが、未成年者であることを理由にA・C間の売買を取り消したとしても、Cが、Aを宝石の所有者であると信じ、かつ、そう信ずるについて過失がなかったときは、Aは、Cに対し、宝石の返還を請求することができない。(H06-07-ア)
- 11 未成年者が買主としてした高価な絵画の売買契約を取り消した場合において、その絵画が取消し前に天災により滅失していたときは、当該未成年者は、売主から代金の返還を受けることができるが、絵画の代金相当額を原状回復義務の一環として売主に返還する必要はない。(H19-06-ア)
- 12 未成年者Aは、単独の法定代理人である母親Bの所有する宝石を、Bに無断でCに売却し、引き渡した上、代金50万円のうち30万円を受け取り、そのうち10万円を遊興費として消費してしまった。他方、Cは、Aに対し、残代金を支払わない。Aが、未成年者であることを理由にA・C間の売買を取り消した場合には、Aは、Cに対し、20万円を返還すれば足りる。(H06-07-ウ)
- 13 甲、乙夫婦間の18歳の子丙は、丁から50万円を借り受けた(以下「本件消費貸借契約」という)後、これを大学の入学金の支払にあてた。丙が未成年であることを理由に本件消費貸借契約が取消された場合、丙は、丁に50万円を返還しなければならない。(H02-14-エ)

- 
- 10 × AがAC間の売買を取り消したことにより、売買契約は遡及的に無効となる（民法 121 条本文）。ただし、CがAを宝石の所有者であると信じ、かつ、そう信ずるについて過失がなかったことから、Cに即時取得（民法 192 条）の可否が問題となるが、否定される。なぜなら、即時取得を認めると制限能力者保護制度が無意味になるからである。よって、AはCに対し、宝石の返還を請求することができる。
- 11 ○ 民法 121 条の 2 第 3 項後段。民法 121 条の 2 第 3 項後段により、制限行為能力者の返還義務の範囲については、「その行為によって現に利益を受けている限度」（現存利益）に縮減される。本肢においては、売買目的物の絵画が取消し前に天災により滅失しており、当該未成年者に現存利益はなく、絵画の代金相当額を原状回復義務の一環として売主に返還する必要はない。
- 12 ○ 民法 121 条ただし書。最判昭 50.6.27。AC間の売買の取消しにより、売買契約は遡及的に無効となる（民法 121 条本文）から、いったん生じた債務は発生しなかったことになり、既に履行されていた場合は、受領者は不当利得として返還しなければならない（民法 703 条、704 条、大判大 3.5.16）。もっとも、制限行為能力者の返還義務の範囲については、制限行為能力者を保護すべく、「現に利益を受けている限度」に縮減される（民法 121 条ただし書）。そして、制限行為能力者が遊行費として消費した場合、現存利益はその部分については認められない（最判昭 50.6.27）。
- 13 ○ 大判大 5.6.10、大判昭 7.10.26、民法 121 条ただし書。未成年者は取消しにより、取り消された行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う（民法 121 条ただし書）。この「現に利益を受けている限度」とは、受けた利益が有形的に現存する場合のみを指すものでなく、受けた利益が有益な支出に充てられ、そのことによって財産の減少を免れ、その利益が現存する場合をも含む（大判大 5.6.10、大判昭 7.10.26）。丙は丁から借り受けた 50 万円を入学金の支払に充てることにより、自らの財産の減少を免れているのであるから、丁に 50 万円を返還しなければならない。
-

- 
- 14 養子である未成年者が実親の同意を得て法律行為をしたときは、その未成年者の養親は、その法律行為を取り消すことはできない。(H27-04-イ)

× 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない（民法 5 条 1 項本文）。本肢では養子である未成年者が実親の同意を得て法律行為をしているが、子が養子であるときは、養親の親権に服するとされており（民法 818 条 2 項）、養親が親権者となることによって実親の親権は消滅している、あるいは親権の行使ができないと考えられている。よって、未成年者が養子である場合の実親は、親権の一内容である法定代理権を行使できる地位になく、法定代理人としての同意権限を有していない。そうすると、養子である未成年者が実親の同意を得て法律行為をしたとしても、民法 5 条 1 項本文の同意を得て法律行為をしたとはいえ、民法 5 条 1 項本文の規定に反する法律行為として、取り消すことができる（民法 5 条 2 項）。そして、養親は、親権者として法定代理人の地位に立つから、かかる法律行為を取り消すことができる（民法 120 条 1 項）。よって、養子である未成年者が実親の同意を得て法律行為をしたときは、その未成年者の養親は、その法律行為を取り消すことができる。